

社員各位

「働き方改革」行動計画

働き方改革に関する方針

働きやすい職場環境の整備など働き方改革の推進により、社員の仕事に対するモチベーションを高め能力を十分に発揮できるようにする為、以下の通り行動計画を定めます。

○計画期間 令和5年10月1日～令和9年9月30日までの4年間

★具体的取組は以下のとおりです

- ① 時間外勤務の状況や年次有給休暇の取得状況に応じた
ヒアリングの実施



- ② 正社員の月平均所定外労働時間を**20時間未満**とする
→ **毎週水曜日**はノー残業デーです



- ③ 年次有給休暇の平均取得日数 **60%以上**
→ **時間単位・半日単位**での休暇取得制度を導入しました。



- ④ ワーク・ライフ・バランス(治療や介護、子育て等と仕事の両立)

- **短時間勤務制度**の導入
- **介護費用補助制度**の導入
- 男性社員の**育児休業取得**の推進
- 全社員**完全週休2日**の実施



※働き方改革に関してご意見・ご要望のある方は
総務部までお申し出下さい。